

茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表

新	旧
特殊災害対策計画	
<p>P 1 5 4 第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 2 組織 略</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">本部員会議</p> <p>本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 <u>保健所長</u> <u>保健所副所長</u> 病院長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長 教育指導担当部長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> <p>各部</p> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 <u>福祉部</u> こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 <u>保健所部</u> 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> <p style="text-align: center;">各班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">統括調整部</p> <p>総括情報班 広域連携班 災害時広報対策班 避難所対策班 救援物資対策班 <u>保健医療対策班</u> <u>要配慮者対策班</u> 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班</p> </div> </div>	<p>P 1 5 4 第2章 共通対策 第1節 災害対策本部組織の充実 2 組織 略</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">本部員会議</p> <p>本部長(市長) 副本部長(副市長、教育長) 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長 <u>保健福祉部長</u> こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 病院長 副病院長兼事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 教育総務部長 教育推進部長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> <p>各部</p> <p>総務部 企画部 財務部 市民安全部 経済部 文化生涯学習部 <u>保健福祉部</u> こども育成部 環境部 都市部 建設部 下水道河川部 市立病院部 消防部 会計部 議会部 選挙管理部 監査部 教育部</p> <p style="text-align: center;">各班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p style="text-align: center;">統括調整部</p> <p>総括情報班 広域連携班 災害時広報対策班 避難所対策班 救援物資対策班 <u>医療救護対策班</u> <u>火災防御・救出救助対策班</u> <u>災害時要援護班</u> 衛生・災害廃棄物対策班 被災者生活再建対策班 応急復旧対策班</p> </div> </div>
<p>P 1 5 6 第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実</p>	<p>P 1 5 6 第2章 共通対策 第2節 災害情報受伝達体制の充実 第1 災害情報受伝達体制の充実</p>

新	旧
<p>市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告等の発令措置を行います。</p> <p>また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努めます。</p>	<p>市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告または指示等の措置を行います。</p> <p>また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努めます。</p>
<p>P 1 5 9</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山の概要</p> <p>神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月)によると、富士山が噴火した場合において、本市は降灰可能性30cmの範囲に位置しております。</p> <p>(略)</p>  <p>降灰可能性マップ(出典:富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月))</p> <p>第1 箱根山の概要</p> <p>略</p> <p>近年では特に平成13年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。また、平成27年4月以降、火山性地震が多く観測され、一時は噴火警戒レベルを「3(入山規制)」まで引き上げられましたが、同9月に「2(火口周辺規制)」に引下げられ、同11月に「1(活火山であることを留意)」へ更に引き下げられました。</p> <p>なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月</p>	<p>P 1 5 9</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第1節 火山の概要</p> <p>神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書によると、富士山が噴火した場合において、本市は降灰予測10cmから30cmの範囲に位置しております。</p> <p>(略)</p> <p>第1 箱根山の概要</p> <p>略</p> <p>気象庁では、箱根火山の噴火警戒レベルを「2(火口周辺規制)」としており(平成27年9月末日現在)、気象庁と県温泉地学研究所により監視・観測が行われています。最近では特に平成13年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。また、平成27年4月以降、火山性地震が多く観測され、火山活動が活発な状態で経過しています。</p>

新	旧
<p>に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に「神奈川県」及び「箱根町」が指定されました。これを受け、県と箱根町は、同法に基づく法定協議会である「箱根山火山防災協議会」を設置しています。</p> <p>第2 富士山の概要 (略) 気象庁では、噴火警戒レベルは「1 (活火山であることに留意)」として、監視・観測が行われていますが、平成■■年■月末日現在火山活動に特段の変化はなく、<u>静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。</u></p> <p>なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に静岡、山梨両県および周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。</p>	<p>第2 富士山の概要 (略) 気象庁では、噴火警戒レベルは「1 (平常)」としており (平成27年9月末日現在)、監視・観測が行われております。</p> <p><u>最近では、平成23年3月15日に静岡県東部 (富士山の南部付近) で発生したマグニチュード6.4の地震以降、地震活動が活発な状況となっていました。その後、地震活動は低下してきています。その他の観測データでも浅部の異常を示すものはありません。</u></p>
<p>P161 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 (略) 1 噴火警報 居住地域や火口周辺に重大な影響をおよぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。</p> <p>2 噴火予報 火山活動が静穏 (活火山であることに留意) な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。</p> <p>3 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。 市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「<u>活火山であることに留意</u>」のキーワードが付けられています。</p>	<p>P161 第3章 火山災害対策 第2節 火山情報の伝達体制等 第1 噴火警報等の発表 (略) 1 噴火警報 居住地域や火口周辺に重大な影響をおよぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。 <u>なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱います。</u></p> <p>2 噴火予報 火山活動が静穏 (平常) な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。</p> <p>3 噴火警戒レベル 噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。 市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「<u>平常</u>」のキーワードが付けられています。</p>

新					旧				
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。	特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	住居地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)状態				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)状態
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から <u>居住地域</u> 近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から <u>住居地域</u> 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から <u>少し離れた所</u> までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。			火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (<u>平常</u>)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

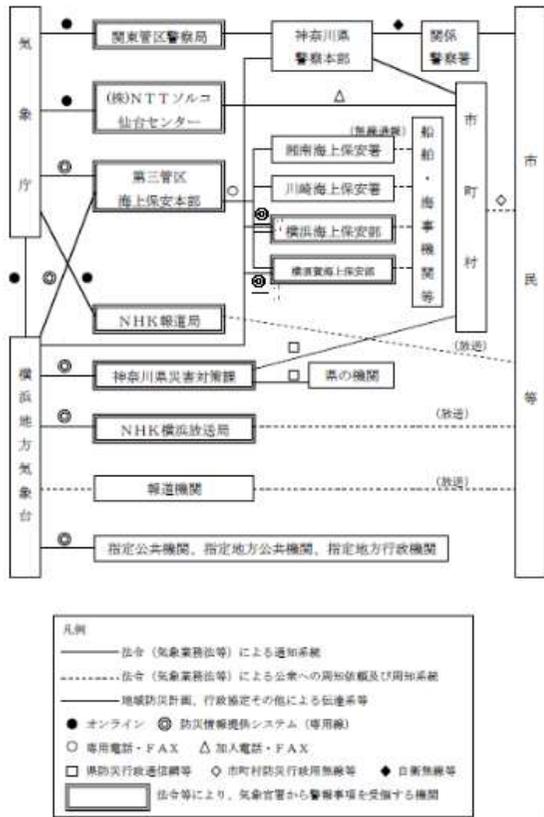
4 降灰予報
 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。
 (1)降灰予報(定時)
 ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のお

4 降灰予報
 (1)発表基準
 噴煙の高さがおおむね火口3,000m以上、あるいは噴火警報レベル3相当以上の噴火等、一定規模以上の噴火が発生した場合

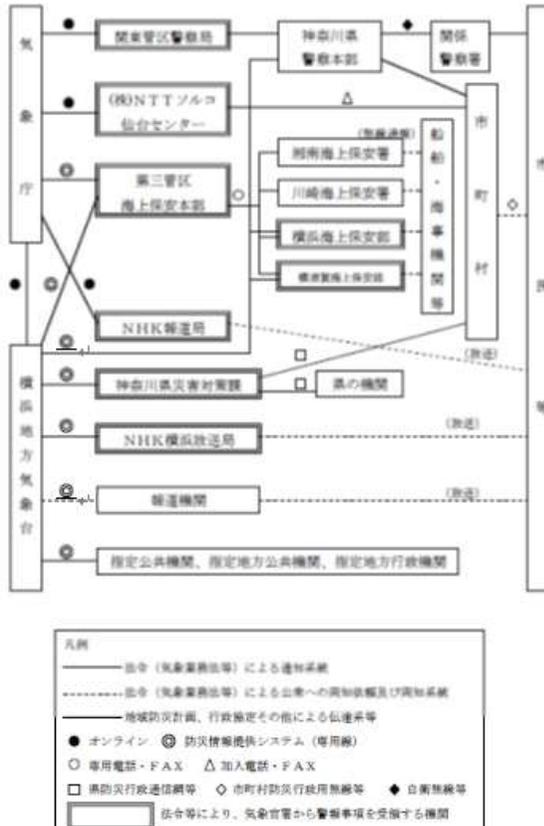
新	旧																																							
<p>それがある場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>(2) 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 <p>(3) 降灰予報(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供 <p style="text-align: center;">降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="250 818 985 957"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm以上1mm未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> </tr> </tbody> </table>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0.1mm以上1mm未満	少量	0.1mm未満	<p>(2) 内容</p> <p>噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域</p> <p>(新設)</p>																															
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																																							
多量	1mm以上																																							
やや多量	0.1mm以上1mm未満																																							
少量	0.1mm未満																																							
<p>5 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="125 1026 1090 1414"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>週間火山概況</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	情報等の種類	内 容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	略	略	噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時	火山活動解説資料	略	略	週間火山概況	略	略	月間火山概況	略	略	噴火に関する火山観測報	略	略	<p>5 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1142 1026 2107 1345"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内 容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>週間火山概況</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	情報等の種類	内 容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	略	略	火山活動解説資料	略	略	週間火山概況	略	略	月間火山概況	略	略	噴火に関する火山観測報	略	略
情報等の種類	内 容	発表時期																																						
火山の状況に関する解説情報	略	略																																						
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時																																						
火山活動解説資料	略	略																																						
週間火山概況	略	略																																						
月間火山概況	略	略																																						
噴火に関する火山観測報	略	略																																						
情報等の種類	内 容	発表時期																																						
火山の状況に関する解説情報	略	略																																						
火山活動解説資料	略	略																																						
週間火山概況	略	略																																						
月間火山概況	略	略																																						
噴火に関する火山観測報	略	略																																						

新 旧

6 噴火警報等の通報及び伝達体制



6 噴火警報等の通報及び伝達体制



P 1 6 6

第3章 火山災害対策
第4節 災害時の応急対策活動
(略)

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

3 応援要請

(1) 市は、火山災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消

P 1 6 6

第3章 火山災害対策
第4節 災害時の応急対策活動
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制
(略)

3 応援体制

市は、火山災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認

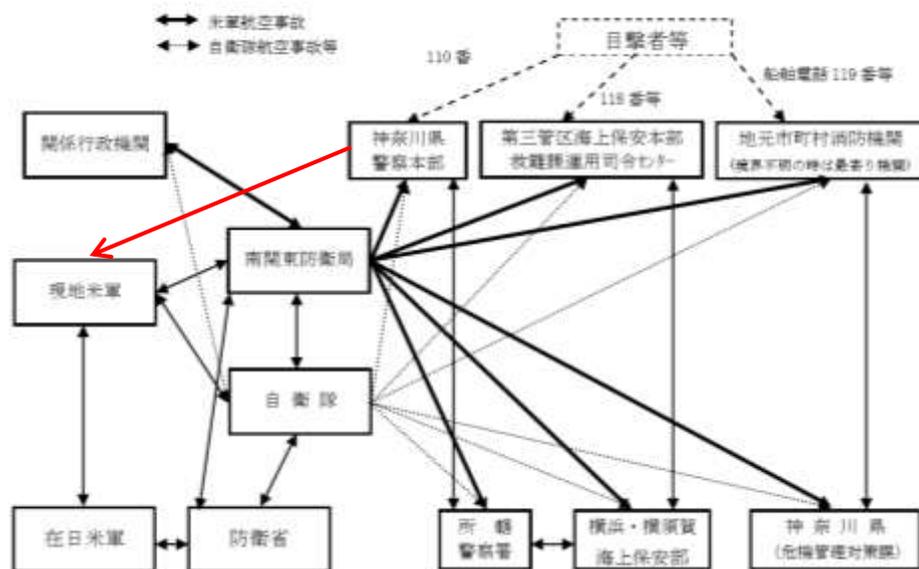
新	旧
<p>防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</p> <p>(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防活動</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3 消防活動</p> <p>(略)</p> <p>4 市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要応じ県災害対策本部に応援要請を行います。</p> <p>さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。</p>
<p>P 1 6 7</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第4節 災害時の応急対策活動</p> <p>第5 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>1 避難情報</p> <p>市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示するため、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令します。</p> <p>2 避難勧告等の伝達等</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>避難勧告等の伝達は、地震災害対策計画第5章第2節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し実施します。</p> <p>(2) 避難勧告等の内容</p> <p>市長は、避難勧告等を発令する際、原則として次の内容を明示します。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告または指示対象地域</p> <p>ウ 避難先</p> <p>エ 避難に関する注意事項</p>	<p>P 1 6 7</p> <p>第3章 火山災害対策</p> <p>第4節 災害時の応急対策活動</p> <p>第5 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>1 避難情報</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、市長、警察官、自衛官、県知事等が避難実施のために必要な勧告または指示等を行います。</p> <p>なお、その際、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応して、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとります。</p> <p>2 避難情報等の伝達</p> <p>(1) 避難勧告または指示等の伝達</p> <p>避難勧告または指示等の伝達は、地震災害対策計画第5章第2節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。</p> <p>(2) 避難勧告または指示等の内容</p> <p>市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。</p> <p>ア 避難を要する理由</p> <p>イ 避難勧告または指示対象地域</p> <p>ウ 避難先とその場所</p> <p>エ 避難に適した経路</p> <p>オ 注意事項</p>

新	旧
<p>(3) 県への報告 <u>市長は、避難勧告等を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。</u></p> <p>(4) 避難勧告等の解除 <u>市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。</u></p>	<p>(3) 県への報告 <u>市は、避難勧告または指示を行ったときは、速やかに県に報告します。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>P170 第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援要請 (1) <u>市は、海上災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> (2) <u>市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略)</p>	<p>P170 第4章 海上災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援体制 市は、海上災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (新設) (略)</p>

新

P 1 7 4
第 5 章 航空災害対策
第 2 節 災害時の応急の対策活動
(略)

【米軍機または自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】



(略)

第 2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

(略)

3 応援要請

(1) 市は、航空災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

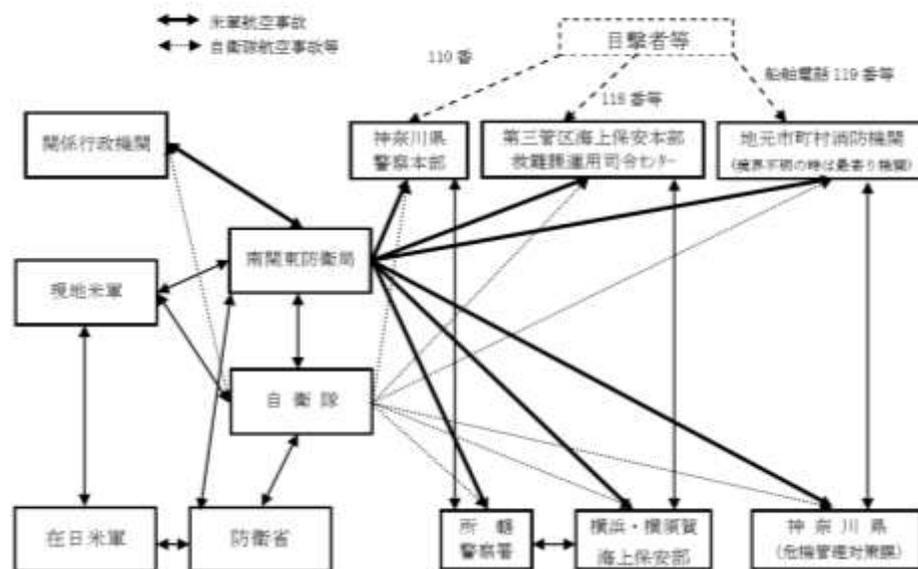
(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

(略)

旧

P 1 7 4
第 5 章 航空災害対策
第 2 節 災害時の応急の対策活動
(略)

【米軍機または自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】



(略)

第 2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

(略)

3 応援体制

市は、市域に係る災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。

(新設)

(略)

新	旧
<p>第3 消防活動 (略)</p> <p>2 消火活動 市は、速やかに航空事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に 消火活動を行います。 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第3 消防活動 (略)</p> <p>2 消火活動 <u>(1) 市は、速やかに航空事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に 消火活動を行います。</u> <u>(2) 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</u> <u>(3) 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請または消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</u></p>
<p>P 1 7 9</p> <p>第6章 鉄道災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>3 応援要請 <u>(1) 市は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> <u>(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略)</p> <p>第3 消防活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。 (2) 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p>	<p>P 1 7 9</p> <p>第6章 鉄道災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略)</p> <p>3 応援体制 市は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (新設) (略)</p> <p>第3 消防活動 (略)</p> <p>2 消火活動 (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。 (2) 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。 <u>(3) 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自治体に対して消火活動の応援要請を行います。</u> <u>(4) 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請または消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</u></p>

新	旧
<p>P 1 8 2 第7章 道路災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援要請 <u>(1) 市は、道路災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> <u>(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略) 第3 消防活動 (略) 2 消火活動 市は、警察と連携し、速やかに道路事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行います。 (削除) (削除)</p>	<p>P 1 8 2 第7章 道路災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援体制 市は、道路災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (略) 第3 消防活動 (略) 2 消火活動 <u>(1) 市は、警察と連携し、速やかに道路事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行います。</u> <u>(2) 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</u> <u>(3) 発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請または消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</u></p>
<p>P 1 8 6 第8章 放射性物質災害対策 第1節 予防対策 (略) 第5 消防活動 (略) (削除)</p>	<p>P 1 8 6 第8章 放射性物質災害対策 第1節 予防対策 (略) 第5 消防活動 (略) 2 消火活動 <u>市は、平常時から防災関係機関との連携を図り、火災に備えた消防体制の整備に努めます。</u></p>

新	旧
<p>P 1 8 8 第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 市の応急対策 (略) (1) <u>消防活動</u> (削除) (2) 医療救護活動 (3) 周辺住民等に対する災害広報 (4) 警戒区域の設定 (5) 周辺住民等に対する屋内退避、避難勧告または指示、避難誘導 (6) 避難所の開設、運営管理 (7) その他必要な措置 (略) 5 応援要請 (1) <u>市は、放射性物質災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> (2) <u>市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略) 第4 消防活動 (削除) 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消防活動を行います。 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携するとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。 (削除)</p>	<p>P 1 8 8 第8章 放射性物質災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 市の応急対策 (略) (1) <u>救出救助・救急活動</u> (2) <u>消火活動</u> (3) 医療救護活動 (4) 周辺住民等に対する災害広報 (5) 警戒区域の設定 (6) 周辺住民等に対する屋内退避、避難勧告または指示、避難誘導 (7) 避難所の開設、運営管理 (8) その他必要な措置 (略) 5 応援体制 市は、放射性物質災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (略) 第4 消防活動 <u>災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」「出火防止に努める」とともに、消火活動や被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。</u> 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消火活動を行います。 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、<u>発災直後の初期消火や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。</u> 4 <u>市は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さら</u></p>

新	旧
<p>第6 避難対策 市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難勧告等を発令します。 (略)</p>	<p><u>に、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。</u></p> <p>第6 避難対策 市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行います。</u> (略)</p>
<p>P191 第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 (略) 第4 消防活動 (略) 2 消火活動 (略) (2) 市は、消防力の強化を図ります。 (略)</p>	<p>P191 第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 (略) 第4 消防活動 (略) 2 消火活動 (略) (2) 市は、<u>化学</u>消防力の強化を図ります。 (略)</p>
<p>P193 第9章 危険物等災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援要請 <u>(1) 市は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> <u>(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略) 第3 消防活動 (略) 2 消火活動 (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p>	<p>P193 第9章 危険物等災害対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援体制 市は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (新設) (略) 第3 消防活動 (略) 2 消火活動 (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ<u>消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置</u>を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策 市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難勧告等を発令</u>します。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市は、必要に応じて<u>消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請</u>を行います。</p> <p>(3) <u>発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</u></p> <p>(4) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ<u>消防警戒区域の設定等の措置</u>を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策 市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難準備情報の発表、避難勧告または指示</u>を行います。</p> <p>(略)</p>
<p>P195 第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援要請 (1) 市は、大規模火災が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u></p> <p>(2) 市は、<u>応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 消防活動 (略) 2 消火活動 (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p>	<p>P195 第10章 大規模火災対策 第2節 災害時の応急対策活動 (略) 第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制 (略) 3 応援体制 市は、大規模火災が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u></p> <p>(新設) (略)</p> <p>第3 消防活動 (略) 2 消火活動 (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ<u>消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置</u>を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策 市長は、大規模火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難勧告等</u>を発令します。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市は、必要に応じて<u>消防相互応援協定等に基づき、他自治体に消火活動の応援要請を行います。</u></p> <p>(3) <u>発災現場が市外の場合は、発災現場の自治体からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の実施に努めます。</u></p> <p>(4) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ消防警戒区域の設定等の措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策 市長は、大規模火災発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて<u>避難準備情報の発表、避難勧告または指示</u>を行います。</p> <p>(略)</p>

新						旧							
P199 第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 <主な竜巻被害>						P199 第11章 竜巻等突風災害対策 第1節 竜巻の概要 (略) 第1 竜巻の概要 <主な竜巻被害>							
		年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール			年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
		(略)							(略)				
12	平成27年 9月6日	千葉県千葉市	負傷者3名	全壊4棟 半壊16棟	F1								
(略)						(略)							
(参考) <u>日本版改良藤田スケール (JEFスケール)</u>						(参考) <u>藤田スケール</u>							
<u>突風の強さ(風速)の評定には、被害の状況から風速を評定できる「藤田(F)スケール」が世界で広く用いられていました。</u>						<u>竜巻などの激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難です。このため、1971年にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する藤田スケール(Fスケール)が考案されました。</u>							
<u>しかし、藤田スケールは米国で考案されたものであり、日本の建築物等の被害に対応していないこと、評定に用いることのできる被害の指標が9種類と限られていること、幅を持った大まかな風速しか評定できないこと等の課題がありました。</u>						<u>被害が大きいほどFの値が大きくなり、風速が大きかったことを示します。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていません。</u>							
<u>気象庁では、平成27年12月にこの藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール (JEFスケール)」を策定し、平成28年4月より突風調査に使用しています。</u>													
日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係						(略)							
階級	風速の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)											
JEF 0	25~38m/s	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。											
		・園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。											
		・物置が移動したり、横転する。											
		・自動販売機が横転する。											
		・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。											
JEF 1	39~52m/s	・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。											
		・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。											
		・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。											
・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。													

新		旧
		<ul style="list-style-type: none"> ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
J E F 2	5.3 ~ 6.6 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
J E F 3	6.7 ~ 8.0 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
J E F 4	8.1 ~ 9.4 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
J E F 5	9.5 m/s ~	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

新	旧
<p>P199 第11章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻注意情報 第1 竜巻注意情報の概要 (略) なお、気象庁は、竜巻の発生が確認できた事例のうち約3割で、最初の竜巻から6時間以内に同一府県又は近隣府県で別の竜巻が発生しており、竜巻の目撃情報を即時的に活用することで、従来より高い確度で 竜巻注意情報を発表することが期待されることから、平成26年9月より竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報【目撃情報あり】の提供を開始しています。</p> <p style="text-align: center;">【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇県竜巻注意情報 第1号 平成××年4月20日10時27分 △△地方气象台発表</p> <p>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近く兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 <u>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</u></p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p> </div> <p style="text-align: center;">【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇県竜巻注意情報 第1号 平成××年4月20日10時27分 △△地方气象台発表</p> <p><u>【目撃情報あり】〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。</u> <u>〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。</u></p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づ</p> </div>	<p>P199 第11章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻注意情報 第1 竜巻注意情報の概要 (略)</p> <p style="text-align: center;">【竜巻注意情報の発表例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇県竜巻注意情報 第1号 平成××年4月20日10時30分 △△地方气象台発表</p> <p>〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。</p> <p>空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近く兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> <p>この情報は、20日11時30分まで有効です。</p> </div>

新	旧
<p><u>く兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</u> <u>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</u></p> <p><u>この情報は、20日11時30分まで有効です。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、<u>全国で742回／年（平成28年実績、うち竜巻目撃による情報の発表17）となつて</u>います。</p>	<p>(略)</p> <p>第3 竜巻注意情報の発表回数 竜巻注意情報の発表は、<u>全国で約1430回／年（平成25年および平成26年の年間平均）となり</u>ます。</p>
<p>P203 第11章 竜巻等突風災害対策 第3節 予防対策 (略) 第3 消防活動 市は、<u>平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。</u> (削除)</p> <p>(略)</p>	<p>P203 第11章 竜巻等突風災害対策 第3節 予防対策 (略) 第3 消防活動 1 救助・救急活動 市は、<u>救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。</u> 2 消火活動 <u>(1) 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。</u> <u>(2) 市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。</u> (略)</p>

新	旧
<p>P 2 0 5 第 1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 4 節 災害時の応急対策活動 第 1 情報の収集・連絡等 1 竜巻注意情報の収集・連絡 <u>竜巻注意情報は、適中率が低く、また、実際に発生する竜巻の範囲に比べて広域な範囲を対象とした情報であるため、竜巻発生確度ナウキャスト等他の情報で突風災害の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認する必要があります。</u> <u>そのため、市は、竜巻の発生等に係る情報伝達を行うにあたっては、関係機関との連携を図り、気象の変化及び防災気象情報の発表に十分注意して、対応することが必要になりますが、特に目撃情報がない竜巻注意情報に比べて高い確度で予測が可能とされている、目撃情報のある竜巻注意情報が発表された際は、市民のとりべき行動や安全措置等について、速やかな広報を行うよう努めます。</u> (略) 3 応援要請 <u>(1) 市は、竜巻等突風災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。</u> <u>(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。</u> (略) 第 3 消防活動 災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」とともに、被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消防活動を行います。 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。 (削除)</p>	<p>P 2 0 5 第 1 1 章 竜巻等突風災害対策 第 4 節 災害時の応急対策活動 第 1 発災直後の情報の収集・連絡 1 竜巻注意情報の収集・連絡 <u>竜巻注意情報は、適中率が低く、また、実際に発生する竜巻の範囲に比べて広域な都道府県を範囲とした情報であるため、市民は具体的な対処行動をとりにくい面があります。</u> 市が情報伝達を行うにあたっては、関係機関との連携を図り、気象の変化及び防災気象情報の発表に十分注意して、市民のとりべき行動や安全措置等について、速やかな広報を行うよう努めます。 (略) 3 応援体制 市は、竜巻等突風災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、<u>その被害状況によって災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、もしくは県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請します。</u> (新設) (略) 第 3 消防活動 災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」「<u>出火防止に努める</u>」とともに、<u>消火活動</u>や被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、<u>消火活動</u>を行います。 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、<u>発災直後の初期消火</u>や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。 4 市は、<u>消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要応じ県災害対策本部に応援要請を行います。</u>さらに、<u>応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。</u></p>

